第二百五条第九号中「第三十二条（第三十二条の四」を「第三十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二　第三十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二百五条第十三号中「又は第百六条の十四第三項」を「、第百六条の十四第三項又は第百五十六条の五の五第三項」に改め、同条第十七号中「又は第百六条の十五」を「、第百六条の十五又は第百五十六条の五の三第一項」に改める。

第二百五条の二の二を次のように改める。

第二百五条の二の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第百五十六条の二十の十五の認可を受けないで金融商品債務引受業を廃止した者

二　第百五十六条の六十第一項の認可を受けないで紛争解決等業務（第百五十六条の三十八第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者

第二百五条の二の三第一号中「第三十二条の三（第三十二条の四において準用する場合を含む。）」を「第三十二条の三第一項（第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項」に改め、「第五十条第一項」の下に「、第五十七条の二第四項若しくは第六項、第五十七条の十四、第五十七条の十八第一項」を、「第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）」の下に「、第百五十六条の五の五第五項」を加え、同条第五号中「又は第四十八条の二第三項」を「、第四十八条の二第三項、第五十七条の三第三項又は第五十七条の十五第三項」に改め、同条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第五十七条の二第五項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者

第二百五条の二の三第九号中「第七十九条の十六」の下に「又は第百五十六条の四十五第一項」を加える。

第二百六条中「金融商品取引清算機関」の下に「、外国金融商品取引清算機関」を加え、同条第一号中「又は第百四十九条第一項（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）」を「、第百四十九条第一項（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）又は第百五十六条の十二の三第一項」に改め、同条第九号中「第百五十六条の十二」の下に「、第百五十六条の二十の十又は第百五十六条の二十の二十一第一項」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九の二　第百五十六条の二十の十一又は第百五十六条の二十の二十一第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二百七条第一項第三号中「第百九十八条の三」を「第百九十八条第八号又は第百九十八条の三」に改める。

第二百八条中「金融商品取引業者等」の下に「、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社」を「役員、金融商品取引業者」の下に「、金融商品取引業者の特定主要株主」を、「金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員」の下に「、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者」を加え、同条第四号中「又は第百五十五条の八第二項」を「、第百五十五条の八第二項又は第百五十六条の十二の三第二項」に改め、同条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第三十二条の二第二項、第五十一条、第五十一条の二、第五十三条第一項、第五十七条の六第一項、第五十七条の十九、第五十七条の二十一第一項若しくは第四項、第六十条の八第一項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十一、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の二十の十三又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第五十七条の六第一項、第六十条の八第一項及び第六十六条の二十第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

第二条　金融商品取引法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百七十一条）」を「第五章の第一節　第二節　第三節　第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百七十一条）」に改める。

六　取引情報蓄積機関等
清算集中（第百五十六条の六十二）
取引情報の保存及び報告等（第百五十六条の六十三―第百五十六条の六十六）
取引情報蓄積機関（第百五十六条の六十七―第百五十六条の八十四）
有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百七十一条）」

第百五十六条の二十の十六第一項中「連携金融商品債務引受業務（」の下に「第百五十六条の六十二第一項に掲げる取引以外の」を加える。

第五章の五の次に次の一章を加える。

第五章の六　取引情報蓄積機関等

第一節　清算集中

第百五十六条の六十二　金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる取引を行う場合には、当該取引に基づく自己及び相手方の債務をそれぞれ当該各号に定める者に負担させなければならない。

一　店頭デリバティブ取引その他の取引のうち、取引高その他の取引の状況に照らして、その取引に基づく債務の不履行が我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める取引（前号に掲げる取引を除く。）　金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関

二　店頭デリバティブ取引その他の取引のうち、取引高その他の取引の状況に照らして、その取引に基づく債務の不履行が我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであつて、その特性にかんがみ、我が国において清算する必要があるものとして内閣府令で定める取引　金融商品取引清算機関

第二節　取引情報の保存及び報告等

（金融商品取引清算機関等による取引情報の保存及び報告）

第百五十六条の六十三　金融商品取引清算機関等（金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。以下この節において同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、清算集中等取引情報（前条各号に掲げる取引その他取引の状況等を勘案して内閣府令で定める取引に関する情報のうち、当該金融商品取引清算機関等が当該取引に基づく債務を負担した取引に係るものをいう。以下この節において同じ。）について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2　金融商品取引清算機関等は、内閣府令で定めるところにより、その保存する清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告）

第百五十六条の六十四　金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、取引情報（投資者保護のため、その取引の状況を明らかにする必要があるものとして内閣府令で定める取引に関する情報（清算集中等取引情報を除く。）をいう。以下この章において同じ。）について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2　金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、その保存する取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。